

梧堂逸事

春城居士稿

特別
14
1919
660

68



14
1919
47

660

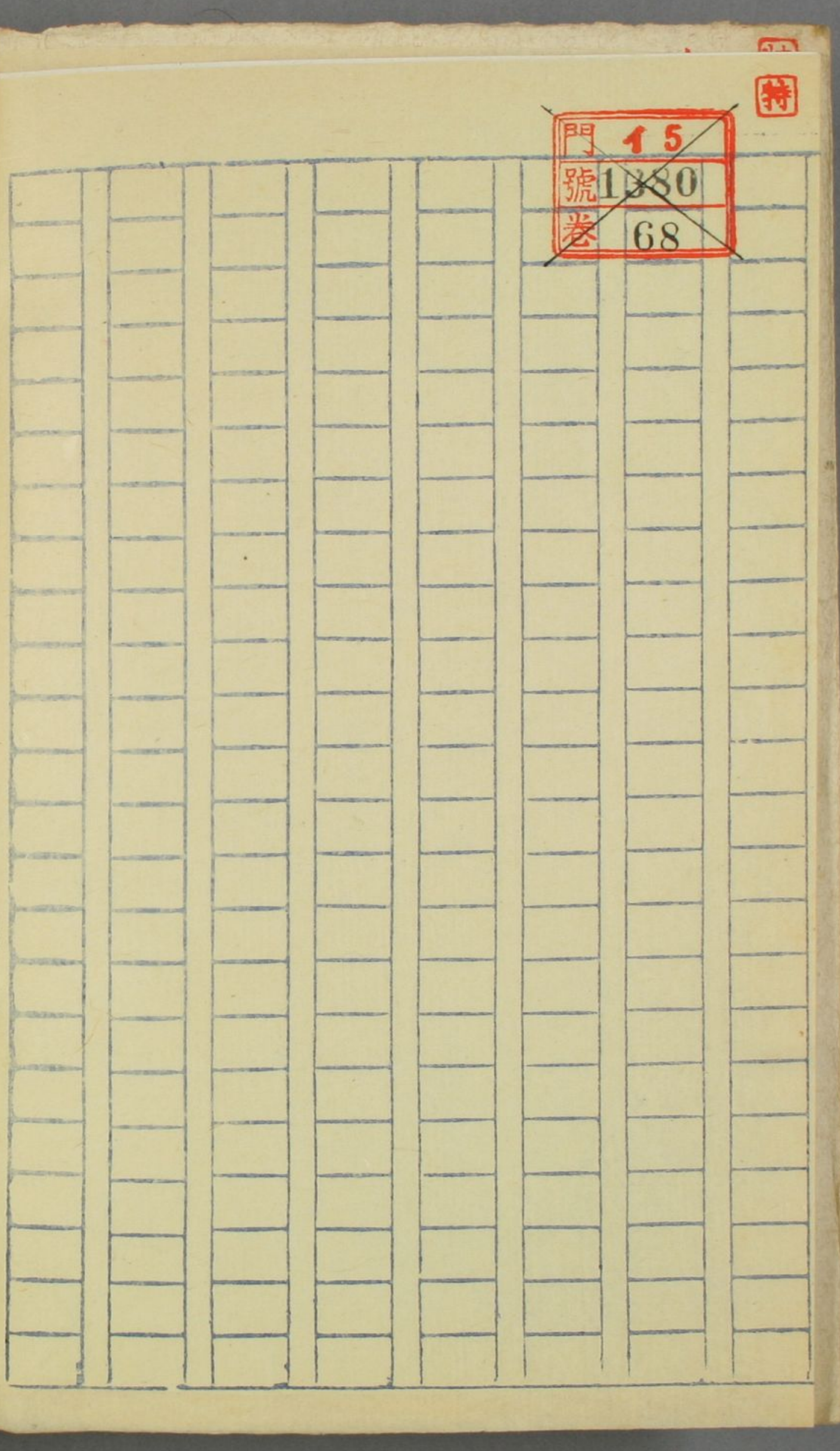
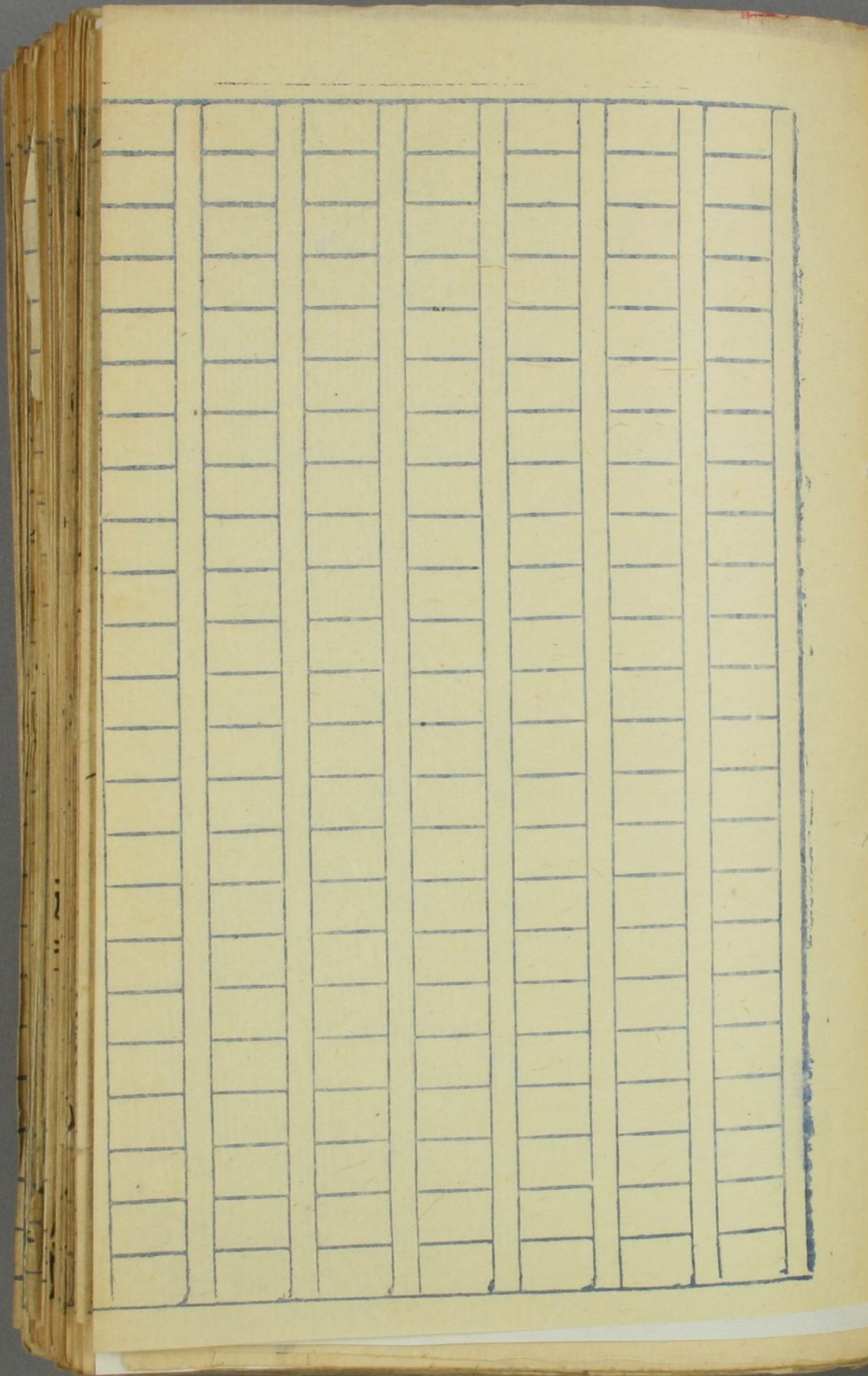


つる山之行録を海難中より得た
もの、編輯を山田正高に托して
此稿の元稿七一と云ふことあり、即行
之を行録と上りさし、その抄りしを
余も
も以て遺稿とし、物々四稿を保存し、
の考を考へて供せん

廿八年九月

春城主人儀

一九一九年四月五日
市島謙二氏



門 15
號 1380
卷 68

特

梧堂遺事

一 君の削成学校に在りや讀書の勤勉の人なりしも終日
 書物と紐打を為さうかき書齋ありありとせりし君は
 課書の内何彼んの嬉しき一様之れを修め何れの科目
 をも極めし愉快な学ばんたる様なりし君の書を讀
 むる達者の方ありしと云ふし衆人々勝れたる
 會得力を有し又超凡なる記憶を有さんたるを

宜ふ、君ハ他因言の如く博識を貪りし、課外の書を
多く讀むこと無しし然んとも君ハ極めを借らる
一書を廣く利用するの頭腦を有され此ハ君の
一書を讀むハ他人の十書を讀むよりも優りたりき
一君ハ非常の觀察力を有したりき亦天然の之れを
有しなりと言ハん、然り觀察力の培養の日を力めたり
リと言ふらば却つて當れらるを覺ふ、君ハ一立上り

一章を捉み一畝石を拾ふも之れを軽々しく看過し去
らり其物に就てい、其の事得たる理その如く
限をも應用し種々の理窟を附けて傍人の厭
ふを顧みず今や君と清見寺の寶貝物を見たり
とき、の如き、五六斗計りの書画骨董類を一々
品騰して凡そ一時間餘り入渉り矣、是れ皆を
濡すの候の余を以て閉口せしめたることありき
蓋しき時、~~心~~来、~~松~~中、~~中~~詩、~~君~~の、~~由~~事、物、を、觀、察、

す。抵ぬ古事附ふ過すして人をして絶倒せしむ
る事少き。うらむらむら。〇もも。君ら法律事務を
取らんとて。一着眼。敏慧。用意周到。同業者を
して。及ぶるまの。歎を昔せしめたる。よの此の。觀
察。力培養の。切。依らずと。言ふ可らず。余ら。君と
相推して。數百里の長程を。交渉し。得る所。照らす。多。うらむら。
心全く。君ら。好む。事。物。眼。果。入。り。し。事。物。

物と理窟を附けの此癖を依りて

一君ハ極めし訥辯の人なりし然れども末極めし議論ハ

しを好むこと酒色を喜ぶるが人と議論を渉んが

對してはさう限りのハ表決して自ら屈せず溢慶

容君の如き人々を能くして斯くも剛情するやと

思ひし事ある者ありき余ハ日曜毎ニ君と相

推して思堤東台等ハ散策するること常々ありしが

校門を出入り忽ち議論湧き。口辨誰駁。数ハ断の

河紀人と安の後子を知らざることを常ありき一日
例の如く互いに議論を闘ひしに里堤に遊び枕橋
迄に君の舎へ定恒君の思ふ定恒久金等を呼
ぶも知れずしりしに過き帰路定恒のを本所
表町に訪ふを始めて逢上相會したるを聞き
笑を催したることありき君ら議論を好むの状
以て一斑を窺ふべし

一君は終生訥辨の方よりしに議論二年を造りしを
進み二種も他人の及んざる議論上の技の倆を
有するに至る君はハ何事をも議論を挟むべ
し初めの腹案もあらずしるべし
論端の種々甚しに剛甚しく氣心と解す可らざるもの
あんとも既にして腹案熟し新論湧き出づる
論題を熟し講究し置けるが如く終局人として

て感服せしむる者多し。うき表の法庵の松竹
の辯論の概も必北熱うししと云ふ余は、
素君の戯れし曰く君ハ多しく辯す然るも多
く益辨するもあらず所謂る数びこるもあ
りと君母若笑し服せしむ此の戲評ハ
幾分の當んるを覺ふ

一 君ハ能く談し能く定る接するもの人ありき、君
の代言の業務は徒事しと門前市を為すの盛を極

めたる者君特得の技能と君ハ天稟の深切な依る
と曰ふ亦此の性な依る事ハあらず君ハ如何
繁忙を極しつも其を謝しん宣しく帰らしめ
ことり訴訟依頼の客の如き、常々事務所へ満
るも君他人として代接せしめず自ら之を接し
て渡りしし語り繁々として説き、訴件の談論
終るれば話頭を他へ轉して律々数時間

と深き長談論を有し或は食を忘る或は他事を
しり欠伸を堪へざるしあることあり而して書
生他事の常待りつこと久しきを告るる初めし
幾んど之れを知らざるしもの、如く又托辭して
他事を播す事と亦前の如し余の如き、集
君を事務所へ訪ふに攝表す待りては餘り
待りてはひんし帰らざることも候々きり然
とも他事を待りてはひんしを以つて不平を鳴らす

す蓋し一たび君と播すのみ濃々赤誠を吐き春
風の裡に在るの思ひを為せらるる

一君ハ人と播すも初めし鄭亭よりん冬の 高寺

人々ありし君の大家の業を卒り代官業
務を始めし西岸の聞くや當時高橋一勝氏ハ
播客の誠切を以つて評判高らうしお君幾許も
多く一勝氏と比肩の譽盛位地へ進出や時人

西氏を對峙して一勝氏の懇切ハ君ニ及らざる
ところを蓋し一勝氏ハ人の品等ハ依り應接振
を更しとすも君ハ決して此事無りしを以てし
てり

一 君ハ半生ハ法律事務ト事し事ハ
文章の如き唯此訴状鑑定書類を以て其の
長所ニありと云。君ハ先考の董陶ニ依り

開成学校ニ在りし時の如きハ巧之ハ文章
と事し作らんたる君ハ文章家を専門と
す。君ハ志ありしるるハ三流たる文章家と云
はれり。君ハ共和會ニ在りし將比丹一會
（開成学校卒業生）ニ在りし會也。君ハ
君ハ演説の爲め物である論文の如きハ當時の文章
生の文章ニ譲らざるも、君ハ総して君ハ文章思
想ハ當時の國歌を詠し或ハ小説

譯子を後体の體の才をも有さんたるを尊ぶ今

ハ早ヤ日事柄を日忘んたるも或る漁民の

漂流談を護日一会（歴史風俗等）を談す

の同意の今さうししに於しも後体を讀まん

とることありしの君の訥辯に似ます恰も一

篇のロビンソングルソーと讀まらぬ大りな

興味を感じしたることありき此等の固く君の

ま氣をうりと始人と言うの足らずと異法子界に
在らん人概は乾燥意味の末末文を思想し之し
きの故も君のハ破例の一つのことをこの記し
置くこう

一君ハ東都第一の法律家としを以つて君の才時
を知らせる人ハ君の志始めらる由法律に在りたる
と思ふもあらん然んとも余の由知る所を以てすん
ハ君の本来の志ハ法律にあらずしん経済

政治を存し而して（この本）法律に進む方り
枉けし法律を専門に扱つらんことを理由に余
今詳く記臆せりと雖も確く將來を洞見
せる思慮ある採り擇み出で法律を學ぶ、自然
政治経済の助を（す）必然として政治経済の如き
ハ獨力をも修め得べしと云ふの意見見らるし
や、覺ふ而して君が法律を志すに至らるる

ハ何時の支るし（この本）詳しく記臆
せざんと確く君がレドニー行の志を達せり
非書する能くし失望落膽し沈みたる後より
しと覺ふ由明治
年レドニー（附）世界博
覽會を開くの筈ありや日本橋區の
（この）渡つし渡航せんとするの志あり蓋し君ハ當
時思くらく屹々その業を修めしその志とるる

くろく寧ろ海外を跋渉し親しく経済政治
の海況を採り母国忘る先人に早く貴族世
界の雄飛せんんと而して母渡航の約一紙に成
りて敗終る破る此時君の失望の状余今も於
て言ふに能はざるある君の病と稱して白
癩一の病外開成寝室にあつし君の苦悶の
堪へざる者の如く我問々叫喚するを以て余
ハ驚し母寝室の戸を排して入り其の病状を

問ふは君の事敗れしと連呼して其他を言はず余
ハ其意を解する能はず静うする間ふし始めに其
安んを得たる蓋し君ハシドニー行を秘して人々
誘ふも余の如きも初めし此の如きを聞き為め
し一撃を喫したる事ありき君の志は時
政治経済を存し一端も非ざるを以て
知るを得べし

一君の大事なる在る時う侯素を貴び衣服持物

酒の如きハ極^ハ粗^シ野^シなるを厭^ハハ^ハさ^リし亦^ハ此
酒食の交際の如きハ^之常^ニ遊^ビけ^テ暇^ハあ^ハら^ズ考
を本所^ニ訪^ヒん^ト君^ハ自^ラ之^ノ志^ヲ厚^クシ^テ常^ニ金^見
定^ト垣^ニ君^ハ金^錢上^ノの累^ヲ及^スハ^ハ本^ニ志^ヲあ^ラ
お^トし^テ素^中一^錢の^不青^孔の^錢さ^キも^金見^ス
兼^ニ求^メず^シん^止み^ナる^コト^ヲ屢^クも^ウキ^キ当^時
兼^ニ本^所の^往来^ナる^ヲ兼^テ概^テハ^ハ

厘の瓜^柄梨^ヲを^湯す^ル頃^ニ君^ハ本^所の^往来^ナ
ま^じら^ハ熱^ハ地^柄を^渡す^ルを^得ず^而も^ハ
君^ノ素^中或^ハ一^厘も^ナく^テ市^價一^錢計^リ持^メ
こ^ト杯^言ハ^ン事^ハ数^クも^ウキ^キ余^モ時^々
素^中無^ク一^物も^ナく^テ朝^来因^テ忘^ル皆^ク
外^ニ出^テ何^レも^ナく^テ日^休日^ノ如^キハ^ハ
君^ハ差^支へ^テ本^所の^往来^ナる^コト^ヲ問^フ
あ^らし^メる^を君^ハ堂^々法^律世^界の^事の^始

他日此すんハ忘年として夢の如しと長君を在

言の違事として在字中の昨日行を奉りんと

見ハ此の瑣事亦漏らす可くさるる事

一表の侯素を貴山をよみ決しん姿を念えり仰

ふ在字中のさるる事君ハ堂々大門戸を

張るる及むるも自ら供けりこと甚た薄

く直家客を自鼓不同其素者とい自ら其の熱を

異るる者君の言の後進の懸客後入流る

を憤慨し折る船んてハ之んを戒めり曰く君

等一月幾許の金おん心足るや余(田君自ら言わ

を以て是れハ三田もん心足る誠餘ある誠を

ふありて日本振込に至り車夫と位を為して彼

の一握餘ある甘き切餅を食む三錢を

授せん心腹を飽すん御もあや一日九梨一ケ

月二四七十梨も過きおろし夫の眠寝所の如

キ摺東^ハ東大地を覆基とし一^ハ曉すん不則ち
可^ハろ^ハと詠固と激^ハ過^ハと^ハ長君ハ決^ハし^ハ斯
る^ハ^ハ艱^ハ苦^ハを^ハ言^ハと^ハする^ハ人^ハも^ハあ^ハら^ハず^ハき^ハ

一君ハ自ら奉^ハず^ハ極^ハめ^ハて^ハ薄^ハう^ハし^ハも^ハ微^ハ塵^ハも^ハ鄙
吝^ハの^ハ食^ハを^ハ存^ハする^ハ人^ハも^ハあ^ハら^ハず^ハき^ハ君ハ朋友故舊の
窮乏を救^ハめ^ハる^ハ大金を授^ハけ^ハて聊^ハも^ハ措^ハむ^ハ氣^ハ色
あ^ハら^ハず^ハ常^ハに^ハ涙^ハを^ハ次^ハつ^ハて^ハあ^ハら^ハず^ハ人^ハ限^ハりの^ハ亦^ハ義^ハ本^ハを^ハ助

る^ハも^ハあ^ハら^ハず^ハ限^ハりの^ハ力^ハを^ハ用^ハひ^ハん^ハが^ハ但^ハし^ハ君^ハ

ハ^ハ自主^ハの^ハ心^ハよ^ハ富^ハみ^ハ刺^ハ己^ハの^ハ念^ハ熾^ハん^ハる^ハ人^ハも^ハあ^ハら^ハず^ハし^ハも

を^ハ言^ハし^ハ君^ハも^ハ小^ハす^ハる^ハ雲^ハ矣^ハあ^ハら^ハず^ハも^ハ君^ハハ^ハ涙^ハを^ハ垂^ハゆ^ハて

其人の窮乏を憐^ハれ^ハん^ハも^ハ其^ハの^ハ請^ハふ^ハの^ハま^ハら^ハず^ハも^ハ多^ハく

の^ハ金^ハ銭^ハを^ハ貯^ハめ^ハる^ハこと^ハ無^ハり^ハも^ハ高^ハ利^ハ貸^ハ借^ハの^ハ如^ハ

き^ハ多^ハ少^ハ位^ハ地^ハあ^ハら^ハず^ハも^ハ情^ハ誼^ハ上^ハ友^ハ人^ハの^ハ請^ハふ^ハも^ハ遇^ハ

ハ^ハ名^ハ義^ハを^ハ貸^ハす^ハこと^ハ已^ハむ^ハを^ハ得^ハず^ハも^ハ富^ハせ^ハる^ハも^ハ君^ハ

ハ其契を厭ふの故に峻拒して一たびも在義を貸
し給ふことなき事斯る場合に際すれば君ハ
自ら其金を貸し給ふ事なき事とす
亦金額大しし自ら辨し難きときも君ハ其人
の爲め而も経畫しし事遂に其人を以て目的
を達せしめざる

一君の官業上の所得に頗る多き事ししも君の之

を以てし第宅を兼り飾り器物を美らする等の念
あ聊にもある事比皆平準を以て他日事業を
爲すの資と供せんとす君ハ常に曰く余ハ法
律事務を執ると云本来の志のなる事ありし
寧ろ経済政治の存する事ハ経済政治の業國ハ
空拳を以てし得べき事あり余の侯素を主
とし金銀を浪費せざる他日平準を經濟政治
家とんと欲するの故とす亦君の未だ其

産を擁護せりし當時、常々親友に語りて曰く、吾々の同人皆貧乏赤貧なりしを爲人な事を爲すを得んや、君等浪りたる金を以て金銭を以つて金を累す、莫れ余の未だ産を成さざりしを之を殺すハ、是れ月日くじんの手足を断つる時し、うらむやと君の論々たる辯護士と自ら其の熱を異らす、亦以つて見ゆるハ、**まき也**

一 君の老經濟政治の存ししを以つて生を終るまじき常々意を此の正に就き何事と就ても一家の定見を有し人と會するに持説を吐露し、**互識論**を闘すを以つて此上もなき快事と云たり、**明治二十九年**の夏余は新潟より上京して君の本村龍岡町の邸に一週間餘宿泊せしことありしが、君は晝日訴訟事務を忙しく、**夜**は十時若くハ十一時の頃より、**漢**に時を俾せしむるも、**ハ**帰宅せしむるしが、**抵**

帰宅すゝゝかゝる直袴も解あかのすしあか余あか、室あか
今来りしあかの眠あかを呼あかひ起あかし枕あかを頭あか
坐あかしあかをあか又あか煙あか管あかを唾あか壺あかに叩あかし
得あか三あかの改あか治あか談あか入あかり多あかしと晝あか間あか終あか日あかの
疲あか勞あかを感あかじあかる者あかの如あかく溜あかり數あか萬あか言あかにを衝あか
て出あかびあか一あか時あかを過あかし二あか時あかを過あかし或あかハ二あか時あかを過あかし
も寝あかて就あかりてあかの事あかのこと問あかふとああかくし全あかく就あか

眠あかを促あかすことあかも屢あか々あかたりあかき君あかの政あか治あか談あかを好あかむ
の一端あか之あかのあかを以あかつて微あかするを得あかしし
一君あかハ大あか業あかに在あかるの頃あかより経あか濟あか上あかる保あか護あか貿あか易あか主あか義あか
を執あかり余あかハ之あから又あかして自あか由あか貿あか易あか主あか義あかを執あかり此
りキ去あかんば余あかハ君あかと議あか論あかを闘あかハ志あかはる甲あか申あか問題あか
七あかサあからあかるあかるあかと就あか中あか此あかの問あか題あかに就あかし十
回あかとあかるあか激あか論あかしあかるあかことありし而あかして君あかハ終あか生あか
其あか説あかを變あかじあかり幾あか十年あかの久あかしき余あかハ多あかク君あかの為あか

めるにせしめて遂に日本の為め保護貿易主義を執ることには志を得ずと言はしむるに至り

一君ハ平素私立大学を設るの趣北集理を抱きしきまの公野権代の大隈伯を助け七東京専門学校を設えするや日君ハ連中他日之れを私立大学に進むるの考を以つて賛成を表したる

英吉利法律学校即ち今の法学院の對りしころも亦同様の狀り而して英吉利法律学校創設のころは 年次隆盛を極めたりし時分ハ氏ハ平素の北集理を執り較々折衷し民間の諸法律学校を合併し一の法律大学校を設けんとす多少経畫せられたる事あるを覺ふ時況十年の文余の郷里新居より出張して君の家へ宿泊せし時君ハ頻りに諸

学校合併論を主張し移多くの機械を要する
理學の如きハ之れを政府所授の大學なるニ屬
すことと已むを得ずと憲法その如きハ為ら
ずし政府所授の大學の一種と為すを要せず
方今法律學校の競ふ起る氣ありを以つてト
すハ此種之學科ハ最早ヨ私立大學なる
を以て可なりと論せんとせしことありし然

れども合併の事ハ寧ろ地ヲ行ハルヤリシ
一不帝國大學を己人の産ん出でたる所とする
れを教して利益を回リたることも勤むべき事
採録すハ明治二十二年六月學士會ニ寄せて同會
の改良を論しし書翰より其の意見見當り
行ふ至る事ハしと憲法其の如きハ為ら
士會の爲めニ書翰する所ハ如何に信切し
るべきを窺ひ知る餘あるべし

一君ハ政治上ニ於テ執心改進黨ヲ把持シタルニ
似トモ小黨ノ割據種々ノ情弊を生シ斯ノ主義ノ
禁行ヲ妨グルヲ見ルヤ到底改進黨ヲ以テ治ク因テ
義者ヲ包羅スル能ハスルヲ苦心悔悟種々ノ経営
セ爲シタル中ニモ明治俱樂部ノ如キハ最も君ノ心
血ヲ灑キタル所也當時今ノ新潟ノ新聞社ニ在
リテ黨事ヲ奔走シ居リしが君ハ明治俱樂部ニ在
テハ
の翹首方安キ也
微細ニ認めニ大ニ餘る書翰ニ寄

七人たることあり君の筆無性を以つて此の長文
の書翰を作す^(其)執心亦た以つて^(想)此の言
翰ハ今亦は蔵し^(居)今^(昔)の家^(時)に在る君の政治意見
を知らん^(届)極^(見)材料するんも^(中)文中
公表を憚る事^(全)少く^(全)を以つて遺恨する
^(全)其の^(全)提出するを得ず^(唯)其の要を^(其)記載
せん^(在)の^(其)要ハ^(改)進黨の^(範)圍^(狭)少^(く)失^(し)

善く人材を^(選)擢^(す)し^(て)是^(を)以つて^(引)る^(也)
社交俱樂部を設けし^(改)進黨の^(別)働^(隊)とし^(之)ん
法律上政黨^(に)加^(盟)す^(可)き^(者)若^(し)ハ^(公)然^(然)
入^(黨)を^(憚)る^(者)を^(網)羅^(し)し^(て)國^(會)開^(設)の^(準)備^(を)
為^(さん)と^(す)る^(者)存^(在)
一君^(に)此^(の)俱樂部^(の)設^(立)維持^(に)全^(力)を^(傾)け^(る)拘
束^(し)時^(運)非^(ず)し^(て)没^(後)久^(し)く^(も)後^(の)明^(治)維^(新)
食^(遂)に^(度)滅^(し)歸^(し)と^(す)然^(れ)も^(も)君^(の)方^(案)の^(全)

く水泡に属ししるるも余も今も当時新潟縣に在
りし略表の才書も略々同一の経畫を以て同好
会と名くる社交俱樂部を設置し之れを爲め
全力を注ぎつゝありしもの君の方案を得し感の
する所がうらみか拮据經營の結果全縣下^{三年を去りし}に
黨の同志を得、多年自由黨の^{三年を去りし}跳梁を委し
る新潟縣の形勢を一変し、於ても其の位地を易

へて改進黨風潮の世界とす^る者表の方案
此るを力とす^と言ふ可らず然るも君の心血を
深きなる效果に之れを享受し見ずして新潟に
見たりと云ふ^を難人を^を不可^も也歎

一大同團結と云くは後藤伯の創言に倣ふもの如く人
或は思惟すべきも岡山君の著る著述中の著
起者ありし而して之れを著述したる趣も又
明治二十年の^{明治二十年の}集りて^{集りて}を^を擴め大同の下

各黨の純良分子を集めんとす。外さるる
し去んば後藤伯の大石正巳氏を伴ふて北報に
入るや君并ひて去田素未氏に殊る余の簡して余の
の同志を後藤伯に紹介せしむ。北報に大同団結を以
てと申越せり然るも余は最初より大同団結の奉
^{を賛成せしむ}賛成せしむ。説念ひ其の趣きも亦も北報
の形勢勿論。其の趣きも亦も北報の異議あり

ふふあるは北報に於ては到底望むを得可きもの
の事ありし蓋し當時新潟ぬら松とて改進黨主義較
く萌芽を發したる際、之を一團の政黨と為と
人々の執心執を反對黨に挑し其の刺戟
を藉りて黨勢を激成せしむ可き。即ち岡山君
等の大同団結を東京に發起したる頃、^新新
潟に於て余の挑戦を試みたるは、其の真最の中
より後藤伯に挑む事と聞くと、亦も挑戦に絶頂に

達ちし此時より當りて設合ひ大同團結を可とする
るも勢を和を憚り得憚れを併聯合行掛上
連合をどの偏く可きるあるは又連合を
試みんとするも我れ人の微弱なる彼れ人多年
根拠を張りし其勢力ある可とする者あり若し
得るは連合を企てし大同團結の先のみならず我
の人の唯て彼れ吸収する彼れ等の餌とする

らんのみあるも誘導の衝きある後藤伯とし
て精神誠心誠意既而自由の誦れを試みるなり
大同團結を組織するなりと他は私心なる人ハ
或は提携の手段も無きあるありしもの然れ
とも如此に固く後藤伯の望む可くする事ありし
仰ハ口を削げハ直るる改進黨を罵詈雑言して偏へ
自由黨の熱心を得るる汲みたる設合ひ岡山君其他
諸友の熱心する勸誘ありしもの余は何んぞ所思を枉

げ何の野心を幫助せしむるにんや今も唯て君
の勸誘を従つてゐるのみならず却つて後藤侯の未
越を目標とし大つて自由黨と戦ひて少敷
有井同志を以てし九鼎大臣とて重くしめたり
北越改進黨の今日あるに至るは此時より胚胎し
来りて後岡山君此等の事を聞き教くると
其苦情を鳴らし越しとんども岡山君其苦の経書

到る處に齟齬し今も及抗運動却つて効果を
今日と遺して見るを見んば君の数々の苦情は却
つて謂ひんば金、生、前、辱、々、此、時、の、事、情、を、流
りていふるに辯の剛復を以てしやうも能く
辯する能はせりし

金、後、藤、侯、に、對、する、如、此、と、し、七、大、石、正、巳、氏、に
對しては岡山君も特々我親密の文を望むる
申来りたるに其意を諒し氏の新潟滞在あり

問ハ 幾人と畫夜坐臥飲食を並つてしむる胸襟を披ききりし余ハ詭次大石氏ヲ引かれ曰く君の大同團法を説く其甚可き後藤伯の言論君の説の如くまゝとる人如何と大石氏苦笑して曰く彼人の説の因はるるすしと動もする人の怒を招くは彼の彼人漢説の拙なる以らると余ハ之れを以つて適辭と過すとこそししが



木石氏も伯の大石氏と列するの前後赤心を披瀝して祖道をもちて曰く後藤伯の言行る余徹頭徹尾反對すと長君と交る干難四日君の為りて言せん北朝の人智後藤伯の無き任論を傾聴する程の細癢うあつて人心久しく自由黨一の狂暴たる飽き事取伯ううして之んを見よを欲せお荒し自由黨以外は味方を得ると欲も大りと言論を慎み着實穩當の手段を自依らすと可らずと依りて備

やうに縣下の形勢を説き余の志先を伯の傳へん
ことを以てしり伯の心より事未だ畏のこゝを為せ
おれり~~未だ~~蓋し余の忠告を容れざる
但し余の及ばぬ運動者ありし所の校堂
君の言行録を要する事ありて七序ありし事
の序を一言し置くる

一明治二十四年十月二十一日帝國議會解散を命
せしめたり也君を推出せしむ静岡縣才三區
有志者ハ再び君を候補に推薦せんとし
人を東京に遣して君の承諾を求め君再三辭し
て受けし余も亦君の肺患全治を期せし
二月廿一日代言の職務を執りつゝ更なる心
を議院の事務の不可~~なり~~鳴らし君を辭任を勸
む君の曰く余ハ~~不~~静岡河津の断年とせし

辭するし然も病の故を以て辭する能ハ
ハ差し病の爲の辭すとて今一身を
か余は辭する所以別な存ありと越へし四也の元
余は請われ承るる事代りしに於奉る下
赴き、~~辭~~ 辭任の遠説を爲さんことを以てし
食差し君醫治の爲め其後勢を禁せらん
自ら遠説を爲す能ハしこの故とす

余平素君の政治意見を知り亦此辭任の理由を
知り代演を爲すの特なる趣意を問ふを要せず
別る説し直るる行く事言ふ廿五年一月の中
浚る

一君代りし辞を致すに島田藤枝の両所を全う
するに遠説ハ君の政治意見の面より一をもの盡す
がと義あり遠説業記を一讀し
其要を録し其の斑を記す

其の意を

一君が多くの支那人の爲め田配遇を媒妁せしことハ別
項記す如くその岡田良平氏の媒妁に付のき
想ひ起す一事あり條の旧夢談あり君と明沈
十二年の夏東海道を漫遊すも偶々遠州掛川を
過く時（良平氏の父）岡田良一郎氏佐野城東郡長たり而して郡
役所ハ掛川に在り岡山表曰く聞く良一郎氏の乃父
佐平次氏二宮尊徳翁の門に入りて報徳の教を受

け^之所^に始^りて^は其^の年^に其^の教^を實^地に^施し^て其^の後^に徳^講を^以て^傳へ^りて^は其^の一^の郷^に此^の澤^に依^りて^は後^に徳^講の^術大^に進^みぬ^る郷^に幾^と公^に夏^者る^まる^る至^るに^は其^の良^一郎^氏の^叩く^る報^徳講^組織^の詳^細を^以つ^てて^は其^の差^し得^る所^に一^のう^らま^しと^相推^{して}氏^を都^へ御^に訪^ふ偶^々暑^中休^暇を^以つ^て在^らる^る西^更と^は氏^を倉^見村^に訪^ふ倉^見村^の良^一郎^氏居^住の^地に^一里^許田^間を^越り^て行^く時^所

正午^に番^人と^し炎^暑頭^を息^す漸^やく^くに^到ん^だ一^大茅^舎を^得たり^て即^ち岡^田氏^の居^る刺^を通^して^は面^会を^求む^氏事^に托^{して}過^らず^余等^懐く^快ら^るも^空しく^帰る^を欲^せり^更々^懇懇^来意^を告^げ強^く面^会を^求む^氏計^漸か^く一^室の^通る^を得^{たり}室^四方^に壁^を以^つて^圍み^微風^を得^{たり}す^而し^て待^つこと^多晴^をも^も氏^を接^せり^余等^暑

漸ゆく主人出て来んハ余等を目して世の生意氣を

生一輩のの徒と為す者の如く喋々輕誦の説を弄

して底止する所を知るも余等怖然其妄を辨ん

漸也頭轉心んがん茶西諸ままの迂隨を笑ひ

更らる當世の名流を罵り終る茶西海湖積子の迂

陋を笑小余等其の放言の甚しきを惡み試み

聞ゆる書事を讀茶西の書籍を外四にを解し得る也

を問へば氏ハ傲然として曰く余ハ英米の書を読
 む能ひたり然れどもスミスの富田論を人経海
 書及翻本ヲ就し一二頁を讀み来ハハ皆坐坐上
 の空談を讀ちて堪くずと余等ハ其の俱に淡
 々々々と是を讀みりて勿々辭しん掛川の旅宿に
 帰ルハ岡山君ハ暑氣の中ハ心一々甚大困し
 本林上共美と申入りマシテ馬鹿くしい事を余
 小建と掛川大切の體を益す後教を聽の
 くもありし由換りしに併し他日役の田村夫子を
~~堂下幸三~~
 々々而して何んか因らん泰西の學術を迂らんと
 許す岡田氏の門下洋學を出し生書を氣書
 中に水を通す剛熱天堂馬鹿く
 一き説教を困めんと岡山ハ此人の息の為め
 媒の方を取んとハ

一 君志を得て後遠州

に数町歩の山林を購ふ

よし

ハ 君先考曾て居住の地より幾君此

の山林の所得少るゝして貴す所多きこと（買）も

鄭（重）保（元）復して人々譲りたり或人君に譲くる

之れを所有するもの不利（好）以てし價の高きを棄じ

之れを賣らんことを勸む君頭を掉りて曰く

ハ墳墓の地より利益の為め

ハ其の價高きこの故

云し利益のるめる之を失ひ

と亡父を見んと

如きし

葦原

一君ハ無益の金錢を散らすを厭ひ

見のめめる玩具を購ふとき

を俄度と之より出ること

す七君固く執りて聽かず

羊を日通違し仲見世を思ふ

玩具店談西洋人形の在るを見

女齡七八歳数字を解す

を重視し無心の諭し

るを休めよ此玩具ハ價二十餘

このを言ふ事何れにせよ此の傍にありて玩具を言ふ人も
と流石の格堂君も之れを為めず遊易すと令
妹の話を

一 卯辰 年 君始めし法律事務所を西河岸に開

きたる頃ハ依頼人甚れ少く君の法律事務所
も伊と奉し毎月の収入支出を借ある事なく然ん
とも君ハ補助を舎先君ハ親戚を請ふを欲
せり百事を省略しを借ある事なく海從しと云

云ハ令妹の談くも所ハ依るも當時令妹ハ事務所
の会計を并いし賄方を掌らぬしこの月まゝ毎
日窮乏しく多くもあつた月ハ遺錢を借つて
うまひをくとも屢くあつし作まぬ先
由りて君の衣服の如き僅く一領目を返す
る過きか令妹の感念あり自身の下着
を世へるとも君の平の書二夜之を著して

睨くことさき 無数の 氣湧き、今妹
も之を馳ふる由ら 一時 鹿入
る を掛 けし殺しなることありと説くなり
今日の井度士の開示、久々整潔と極め、利融
● 叔父の傍ら、と 其の 補 け
と、顧 みざる歎と、其味、由 宗、後 吉
歩 を 知 る 言 二 天 境 を ち る 事 の
あ る を 見 る 事

の内と美

一 君斯く窮乏の世に居るも、尚ほ一片の義氣をなす人
の急を見、自 家の貧乏を忘れて、之を救はんと欲
す。明治十年友人某、大坂に赴いて、代言事業を
営みんとす。其 急 ぎ を 校 察 入
る。先づ三十金を求む。君諒し、還 り、今 妹 を 囚 る
。今妹曰く、事務所の経費、是 の 足 らず、何 ん の
乗餘金のありと、校 察 入 曰く、金 之 を 知 る 事

ありきり唯比既の友人の誼しるるを奈何せん
之れを人より借る敢し進みる事か然らざる余の
儲金を借るを好まず卿の貯金ありか請ふ事ん
る或無やよと之れを求むるの切きる宛るも小見
の慈母の業を求むるおかし今妹偶々三十餘
金の驛途貯金あり則ち諒して悉く君の用へ
供せし君より謝状書料を深く謝して曰く
必し他日卿の報ゆる所あると後志を得る

又定むし毎月荒干の金を令妹に贈りて曰く「こゝん
彼の時の禮さう」と是れも亦令妹の誼さう

一 君幼サの頃より抱負する所大さうしと見え **也**
幣の下の **也** 借る他日殿様と云らん杯言はん
はるここと事々さうしと云ふ君の長逝の前一
年君の常し養生の爲る房の赤岩氏夫婦 **也**

○是を見まこと二十六年集
の邸を訪ひ邸宅を由内覧し其の壯麗なる驚き坐
ろふ懐旧の情を堪へず二十五六年前君の未
出家なるし時の事共を語り去て、曰く君嘗
此の頃、折々舘へ入殿様と云ふこと言はんや
当由、其の大言を尋みたり、今うして思ふハ
大言のあふふ君人言ふ殿様と云ふんやと
歎息たりりころん

一余が性豪放君は性謹厚余酒を嗜み君尊酒を
好まふ兩人嗜好を異する往々奇談を生ず大
言なる頃一夕君を三伏炎熱の候拉しし明神の開花楼に飲
む酒の肴を喰ひ余酒盃を啣み激談可笑
余の移るを知らず終つて十二時を過く君
切り帰るを勸使せしみ余酒を食りて定易に起
りて坐の上醉倒天の明に至るを覺入す

翌朝四邊を歩もくく、岡山君在る、唯此元禮
の下、勦敵の聲を聞く、余の先生こゝに、清げん
まんと笑つて呼び起せ、君の眼を擦り、つゝ
^前夜の苦情を、鳴らして、口く、君こそ
酔し、郷より、くく、知く、友余、通宵、蚊よ、護
らん、一睡を得ず、餘く、く、堪く、無、靴、を、忍
む、の、襪、下、の、蚊、を、避、け、た、る、よ、疲、方、を、し、り、し、り、僅
ら、る、下、ま、十、分、の、眠、を、得、り、困、し、き、一、夢、を、徒、小、を、得

たりと、日、君、に、如何、此、一、事、困、り、けん、存、生、中、に
折、り、解、ん、て、批、評、ハ、此、の、苦、情、を、繰、返、し、し、り、
十二年の夏、君と、指、の、へ、て、東、海、東、山、を、漫、お、す、ま、
余、ハ、大、玉、を、懐、き、し、し、酒、店、を、見、ん、ふ、直、ち、入、り、て、飲
む、而、し、君、ハ、難、し、い、あ、る、ま、い、屋、を、さ、ら、ん、ふ、空、寂、
ま、る、飛、べ、の、り、し、余、の、曉、ま、る、を、知、り、て、驚、き、
之、ん、を、強、く、辨、し、し、酒、の、復、甯、と、さ、り、然、ん、と、酒

店ハ到る處ニ在るも志々出屋ハ名色大驛
ト申すとも長久しも在るが岡山君儀
刻々
ふしと日々患疾をこせず余興を棄てて益々酒
店入り君の是を日駐む一日木曾
山中寝寝
の里を過き浦島の淵に臨めし一亭に投す
欄を凭りし仰けハ奇樹天を突く
新緑瀟々
人とし俯しハ棟下を瞰ん人怪岩乱立而し
の深さ測り可く余等覺つた快と呼ん急る酒

と呼びし飲む岡山君曰く余下戸多くと長此の仙境
に臨むしハ日并に醉倒を辞せず請小平日の根
酬へん自余曰く可く君醉倒せず余着履せん
請小从意する莫んと既しハ西人大りの醉ひ余ハ
幾人と暮れ就暮を覺つて天明余先づ夢醒
めし思へらく唯昔前夕岡山君の約する所あり而
して自ら前後を知らずハ如き失態も亦極まる

英然

荒し行木子中の者流失せ余は監守の
く金を木
口と監守のまを空きなり
何と
聞及る
辯日せんと密に
舊布團
を扱け去り
行木のを捨す
二人の財囊
共々無し余愕然
甲山君を呼び
見し
何人か
聞えん
脅復を説し
なる
余是が
醉倒し
財囊ハ
君却つて
保りし
居ると
ハ君ハ
余の
困
却の
体
を
見
し
死
う
も
鬼
の
目
を
取
り
た
ん
如

くドウデス酒太ハ大抵ソシナ者ダ

き
下
年

一君飲食の味好むと云ふも可なり唯此喫煙ハ
の最も嗜む所なり未の大好物なり申す想

ひ起す明治十二年七月君と中山道を経遊するに

今更に喫煙を知らず而して荒す時此物

を缺く能はざるなり百済山に登りて

大いに疲る君石の浜に中燐を摩し喫煙せし

と云ふ事摩り雲山田向の湿氣を受け

昔火をすも試みることを數十回箱

「**筆**」は為めの一三すも**空**は昔は火せり
道終る**道**底僅る二**本**を剩すも空る
而して**君**の此二本を過比さるとカめは如何
氣を病ましめ精を籠めたりしぞ！**今**
信るも存るも寧ろあらしむる堪くせりキ
して今も亦今も**君**の懐くもこの喫煙家
と云ふり人々も律もを想入る今昔の感

余の三

と心得んや後**君**肺患の罹り喫煙ホリ
の為の嚴る喫煙を禁せしむるや**君**の大い
当惑し下決して申し肺病ハ左のみつら
ざんじ喫煙の出来たる人定まるつらし
果と對法の時人々不平を漏さん
君の前も喫煙するも氣の毒も
こと七ありしが**君**談論熟するんハ**君**ハ
忘れし處り余の坐前もある巻煙する年を

思ひ
余の戒め
節し
ハキ

し一喫漸やく覺りし棄ての事なることとあり
りし但し身二回のみ此後

一君ハ客を交し敢て其の多きを厭ハせりし
事也故に外人との交際ハ其の兼用歟る所なり
也七外人との交際ハ幾へと絶無と云ふ事
未嘗と申すの態を以て其の井上伯修約改
正の時都人士感入る外風を言ひ婦人
日本

と外四婦人の交際漸やく漸はんとせし次
ハ金と新鴻ヲ訪ふと詠次此事ハ及ハハ曰く夜

會西洋人ハ五月蠅のものる余の事トハ外四
婦人と交際ヤしあると欲せり

中の事トハ読り終りて紙をりて曰く寧ろハ
僕ハ英後入拙るるを援ふと曰く余為りト

君ハ其の自白の如く細君くく未読ト拙る
き一つりし

七〇

一表ハ大なる在るの頃好むし藤田東湖が数少んば
はや二と七の旅まゝくら驚くらんし秋風も六
と一ハさすくの同きとんてう死とも志らう白
雲の棚引く空うらも七る月のうけもすふだの
夕た一弦云々の長歌を誦さんたる而して自
らも之れを倣ふて一巻を作らんなることと
記懐するらんとも其稿ハ今存せり

一表の開成を校る在るや一笑詠あり友人の伝傳す
當時表ハ三崎萬之助田原采女あり教并ひる余
と金を同めしと起臥相俱りう別室ハ其▲▲▲
▲▲あり余等同室の某の美を見し之れを愛し
而して其の之れを知らるるも一夜燈を滅して皆
寝る就く眠りし一漢あり秘るる戸を排して
入る室暗黒其の誰なるを辨せり衆は皆居并
居し其状を視小漢知る衆は皆眠るるとる

問の滞留を命ずる金等こゝに於て京都に入ら
りし路を轉して〇未蘇^申入〇んとして而して
ヶ原に到りたる日既に西山に傾きたる頃
し兼日疎末に旅病を求めし先づ捨渡所に到
る官吏出て金等より滞留を命ずること縁
期の如し若病疫地を經過せざる者滞留を命
ずるの不當とを論じて聴かす^〇實議論

一時間滞りし決せし官難きを金等より求めて
屈服せんと欲し病疫地を經過せざる證據あ
りやと問小君曰く在りと示す道中日記を以
てす官疑を以て決せし君更々目書表^〇程を披
り冬旅舎の仕譯を出して示す官漸やく疑を解
くも他客の同一千段に倣ふことを恐るし流
せし^〇遊んとも流せし^〇天^〇明^〇達^〇するも君
日の屈せざるを見くも漸やく滞留を笑

す時、夜折々、九時、無人となり、而して二人
夫に旅宿を定め、君ハ之を言ひ、从せしもの
の如く、一の目的を達す、九、直る、他の目的を達
せんことを望め、君ハ因更ら、換疫官を請
ふ、し、七日、余等、之より、中山道を経て東
京へ帰らん、と、而して、聞くら、如く、人ハ松井田
より、到れ、官亦、若干日の滞在を、余す、と、言ふ

今貴官此國に於て病疫地を經過せしむることを
認むる、以上の請ふ、為め、一篇の證明書と、並に
余等ハ、~~之~~松井田の滞在を、免れんと
欲す、と、蓋し、東山道、~~之~~悪疫、~~未~~を、~~之~~
東山道、~~之~~病疫地を、~~之~~踏
し、請ふ、~~之~~以上、~~之~~理、~~之~~於て、~~之~~證明書と、~~之~~並に、~~之~~
蓋し、~~之~~ある、~~之~~而して、~~之~~官、~~之~~先例、~~之~~を、~~之~~先、~~之~~け、~~之~~之、~~之~~
と、~~之~~並に、~~之~~君、~~之~~百方、~~之~~辯、~~之~~する、~~之~~も、~~之~~遂、~~之~~に、~~之~~聽、~~之~~、~~之~~、~~之~~一、~~之~~答、~~之~~也

り余等も先づて曰く君等郡役所より到り之れ
を求めよ郡長をくまう鷹とんと余等之れを理あ
りとしきりて郡役所より到り之れを求めよと
と検疫所より控ゆるもの如し郡吏亦先例るま
を理由として応せしむ茲より又一場の大激論を
演ずり開して遂に十二時を達す郡吏氣挫け
て遂に自請亦を乞ふ余等こゝに初めし目

的を達しかりと長旅宿の敗り閉りて投すま
所より加ふる滞り文の各各旅宿に充填し
偶々逆旅を呼出起す一紙函謝絶せら
れにむき一店の下で部屋に一夜を明し余
ハ道筋の疲勞を極めたりも君人卒然として
曰く此位の事ハ随分あり勝の事也
一君の病を養ふを播州赤石に在るや屢々復原
を訪ふに亂松白沙の間を道遠す一日其壯大なる

其旗亭下。○越小主人高貴人未ると感し良恭しく高き招し款待到らるる。君師食後物を欲せり然らざる言しく。其能り。うら子一圓瓶を授け十銀銀貨頓ゆる其意を貸り故く酒食を命せり唯此一圓瓶のうら子傾け十銀銀貨を授け接を下る此處駭奔風をる。○小憩喫飲の文と云々三三十銀を授

せざる。君ら十銀を授け。待遇の優を感せり。

是れ接婢。第。茶代の不平の色あり

君らうら子の料を承む。君ハ平然とて曰くうら

子の料七十銭の内あり」と是の項をなす。一笑詠

歌し録す。是れと云。是れ固と云。一時の

戯もいづ。出つと云。君ハほく氣の毒を感し。再未

再此心此樓を退きよ。

一 君の在学中一笑詠あり明治 年の暑中休暇に乗じ

福島縣に遊ぶ当時君の令之定恒君信之三春の銀行に在
るを以てり君故に水謂くくく三春に到る前達の
を辨するを得んと其囊中僅くく数金と日推して
~~君~~貴能君同くく侯素を主とし旅伴の如き
~~君~~車馬君を号ふく如き人甘極めし因少
れり所さんいん三春に至る交ハ囊中幾んど一宣
徳く一泊の料を剩すくの過きお而し之恒

及を訪うが君偶々十数軍以外に存出せし日在ら
ず君並々及し非し大い窮すし銀
行負之を察せし君を一大旅館に延き殊に優待を
しむ君●信之謂くくく優遇如此に執ひ多
くの茶代を授せしを得ず但し其囊中の一泊の
料を剩すく信之を大い何せんとい
て一計を安んじて曰く今や聖加馬北此の事あり官
吏の此の家も福泊するものありきくん此際

遂に一場の大議論となり二人睥睨怒聲四壁を震
ふ隣房の諸客大事起ると言ひ留まらず食すをす而し震
を聞かぬ警部を助事の是非を罷り下り目録を
るる孰れも警部を助けし君を圍ひし喧嘩
一春の事め
或ハ方を弄する者あり至る君を論じ
て屈せざるも館主の深力を極めし調停するも
依り漸やく和解するも至る時とて一時
双方

此の事と前同

夜更に疾く天聲と世つる寝を就くも眠り
眠り終るも中し黙然と刻と移りし而し
し故言部も亦此眠を得ざる者の如く往々欠伸
して床上下轉轉するも二人終日血脚不堪へさるも
怒氣未だ散せずと次つて敢て読書を一時鳴鐘
三時を報するも念とし警部ハ兼ての黙然と
並てや前刻の事を忘れざる者の如く是つ口を閉

眠り終るも
此の事と前同

て曰く君ハ眠遣る能く乎。平、岡の山君曰く能ハ
ず。警部更ニ問わし曰く君ハ今朝何処ニ行ら
んとするや。岡山君曰く僕ハ〇〇〇〇十数
里〇〇〇〇赴くとす。と。西人の胸
壁ハ此間迄もさうも忽ち破れ開き、数時の沈黙
ハ之れを伝へて破れたる。警部ハ語を改めて曰
く僕ハ御座り七亦御座り今朝何處と別れし〇〇〇〇
赴くとす。請ふ世つゝ行くと岡山君空言表

の故を以つて其の日行くを欲せず。答へて曰く僕
ハ頗る急行を要す。天明を待たず其夜せざるを
得ずと。警部曰く急行最も余僕の北界の所ニ
り請ふ。此の〇〇〇〇直つて其夜せんと乃ち俄に
徒来して起つ岡山君徒脚難歩良す。警部
尾す。能くす。數里を行き、大いなる疲る。日屢々君
ニ伏膝を勤むるも君之を去り而して君ハ亦久

一く秘密を掩ふ能はざるを道にや共らざる空
徳の實を以てしう教に部笑つて曰く君決し
て夏くつるを要せしむ僕請ふ君の為め之を
を難しんと於是君漸やく金主を得之と感
せり一に世つるの〇〇を達するを得たりと
是の君の生前屢々余を説く所ありて此
時の君の宛然水滸傳中の人物なり

一見山の一路山阪数里後前その道は修築今日の比に非
ず樓閣山雨にのぼるに揺々たる竹樹を遍するのみ徒少
し攀陟せざる者皆之に由らざるを得ず傍銀甚れ不
慮する君の少壮さや衣帽飾と唯見る一個の書生一
府の行幸遠遊の途次を以て斯山に登るを路傍の野店

弘龍屋

に執事行儀を命せしと欲す其直録のあきこと昨日
路のたに非も君以謂りて賤卒の貧や甚しと呼はり
て曰ふ予術を汝等の儀を頼まんやと直に起りて床を
出づ籠屋敷に之を留め風雨の時奉るべきを説き留置を勸む君執りて一切秘す
唯換夫を府へ行まざるはわ以て堂を換夫の後銀
の高下を問はず石徑四椽まると幾丁ふらと天忽ち
黒く山雲乱れして風雨驟に至る衣服を濡れ水に汰洗
まらぬ君氣を執りて日月進み漸く裏視瀑に至る

たましく後し呼ばる来者あり一應死ふの如く君
を過きて進み去る輿中の客を見れば君の友其姓平
齋みし日暮前野の宿所を聲まて去る君之に居して
歩行後事こと一時陰に下り其宿所に至る宿屋は君
ふ雨を冒して歩行し而も換夫と共に来るを見て以て
くく且み従者の行李を回復りて後れ去る者のみと君を
待見するに賤奴六平のの如く導きて友の下席其姓に置きて君之を

見し益に乗管り来りたりしを悔ゆと雖復及ひ難き乃
ちみづか進み上席に移り泰然として事を命し威を示し
めし身の従者に非ざるを明に示す態度の主従の様子急
変し諸人皆君より七つ目那種ものい如く引り旅庄の男女
見し之を怪み初めしま後種ものに非ざるを覺る翌朝途に臨
みし諸費を計算し暇自種もの賀舞の伎銀に數倍を
見し君平生の決心不動の性種もの行はるるあり果ては銀の
にも貫穿しし一路を種もの甘く見るとい

君一平度山に遊ぶ知友の人と酒樓に登り歌妓出て
献酬の間に周旋す中に一む物あり婀娜たる風流満
懐殺き而し客は多く租服して身帯を修めき座と
求むれば君を推して富貴の相帯一の金満と為す何ん
と云ふは一の若金持夜の腰間に帯さききりて衆目之
にうけはれぬ美人種もの進み嬌を呈し果ては熱を君に
致す一宵の近侍志願に細種ものりきり君家に興に乘

はと押れ放しはく^幸歡を^た既にして君は妓の^手段に
附らんともをも覺り多に之をきよ人と欲するも^世依附
して離れず君即ち多に^散散島に^ままき之を^辟辟く^而て^妓妓の
^心心之を知り君に先人して^嚴嚴嶼に在り君まさしく^くく
に^怒怒り身を脱き^にに^術術を^以以て^於於て^行行^力力^ハハ^ン以下
皆^旅旅店に^放放置^しし^飄飄忽として^置置^るる^因因^てて^初初^めめ^てて^妓妓^をを^法法^すす
くると^得得たり^而て^一一^度度^島島の友人は君^をを^妓妓^とと^別別^途途^にに^嚴嚴^島島
に^流流^すす^るる^とと^爲爲^すす^必必^切切^にに^君君^もも^亦亦^未未^花花^のの^人人^物物^とと^爲爲^せせ^りり^とと^爲爲

一君大なる在るもの頂色黒く皮瘦せ材高く之れを理
の^竹竹竿の如し^因因^心心^戲戯^むむ^のの^呼呼^ぶぶ^竹竹^竿竿
と云ふ^未未^中中^日日^後後^亦亦^はは^君君^のの^新新^鴻鴻^をを^松松^けけ^るる^一一^笑笑^話話を
^提提^ひひ^来来^りり^てて^君君^をを^呼呼^ぶぶ^はは^君君^ハハ^ゴゴ^ドド^公公^詞詞^をを
次^てて^ヤヤ^リリ^ゴゴ^ドド^ハハ^即即^ちち^土土^度度^きき^君君^其其^のの^頼頼^稱稱^のの
^依依^るる^をを^厭厭^ひひ^自自^らら^梧梧^堂堂^とと^改改^めめ^しし^之之^れれ^をを^稱稱^とと^すす
~~後~~後^其其^のの^筆筆^をを^然然^れれ^もも^固固^とと^言言^のの^相相^近近^ききの
故^にに^余余^ハハ^之之^のの^みみ^敢敢^てて^言言^味味^ああ^るる^をを^言言^ふふ^{こと}こと

一
君物入於て發んと嗜好さうりしとさふり可き
戒名とさきり
友君の刑名を識り余君の籍の善く友人間
に知るるを思ひ之を淫慢す思ひす遂に
中多くの梧桐を植ゆこゝに於てこの君の籍初
めし笑ふ招招ふ君の没する念ひし親戚朋
友君の刑名を識り余君の籍の善く友人間
に知るるを思ひ之を淫慢す思ひす遂に

お戯の如き世圍其將棋の類は無聊を消す
の一旦とせんも業の深く嗜み
るもあま船を漕き網を投するハよき運動
とさうと時人試みんも君の繁榮をさす事
務ハ君の事とせんも業の深く嗜み
向を争ひしとき庭園の盆栽の駒
を見たりと嗜みしとき庭園の盆栽の駒
止まり價高きその杯束めらんことさ

君ハ金銭ヲ執シ言ハ曰ク人ハ事多ク金銭
を故シト金銭を求ムルハこそ之れを惜ムル情
此耐ハ終リテ園丁ニ托シテ一年中
面倒ヲ為シテ可ク余ノ注ニ忘セテ可ク
之れを今ノ毎半年中ニ救済ノ錢ヲ授テ一年
草ヲ購ハノ簡易ナリテ厥レハト金銭ノ類
既ニ取リ書畫骨董ノ類ノ如キ家用ニ供ス

る者ノ以テ笑ハシト一七取メルニ事ト受ス
る君ハ此等ノ事ノ事モ嗜ム者ナリ
ぬさりし欲モ由テ去ルハこそ君ノ肺患ニ罹
リテ百事を抛テつや親戚朋友ハ笑ハシト君
無聊ヲ消シテ詩段ヲ得テ君
て書畫骨董ノ類ヲ好マシハ斯ル折人
消函ノ思ハシムルニ杯田ノことなること
りて或ハ君ニ之れを勉メテ事ノもあらしむ

君ハ欲をなすとは断然拒絶せしむる事あり
キ但し君ハ奈良漫遊の際阿摩鬼王の大像
を購ひ来りし之れを床の上ニ置きて終生珍玩
せしむる事人々仰りてやんばり而して人々
其の愛玩の理由を問ふに君ハ曰く母の人は是
れ余の家ノ裁判官なりと

一君ハ多年法律事務を執りて身もあつゝ社会ニ
接し感服す所ありしや常々年壯血氣の
輩を戒めし曰く人の藝妓娼妓杯を妻に持つべ
きものあるや余の経験を次つてす
娼妓仍取財の罪を犯す者此輩ハ最も多き
を見し善し藝娼妓を妻にすは程のよもの一
全廻りのよりしきもの之れを納めし妻と
しと後大抵の事不如之志とするも未だり因と藝

娼妓の輩ハ樂をこゝの但るものを得ん若ハ一
日七也^二得ん^三き^四の^五ある^六女^七の^八聲^九譯^十を^{十一}傳^{十二}
けん^{十三}は^{十四}是^{十五}非^{十六}の^{十七}事^{十八}を^{十九}為^{二十}す^{二十一}可^{二十二}し^{二十三}る^{二十四}ま^{二十五}
ハ^{二十六}こ^{二十七}詐^{二十八}偽^{二十九}取^{三十}敗^{三十一}の^{三十二}の^{三十三}辯^{三十四}度^{三十五}を^{三十六}依^{三十七}頼^{三十八}し^{三十九}ま^{四十}る^{四十一}もの
入^{四十二}美^{四十三}婦^{四十四}人^{四十五}多^{四十六}し^{四十七}く^{四十八}其^{四十九}の^{五十}素^{五十一}性^{五十二}を^{五十三}導^{五十四}め^{五十五}ん^{五十六}
女^{五十七}抵^{五十八}花^{五十九}柳^{六十}界^{六十一}を^{六十二}轉^{六十三}籍^{六十四}し^{六十五}こ^{六十六}の^{六十七}ま^{六十八}る^{六十九}こと

一君ハ寛仁大度の人なり而して其の寛容ハ敵^一
ま^二心^三及^四び^五た^六る^七及^八の^九法^十律^{十一}事^{十二}務^{十三}繁^{十四}榮^{十五}を^{十六}極^{十七}め^{十八}て^{十九}訴^{二十}
訟^{二十一}依^{二十二}頼^{二十三}人^{二十四}用^{二十五}を^{二十六}以^{二十七}つ^{二十八}て^{二十九}充^{三十}換^{三十一}す^{三十二}る^{三十三}定^{三十四}む^{三十五}て^{三十六}や^{三十七}同^{三十八}業^{三十九}
且^{四十}中^{四十一}君^{四十二}を^{四十三}嫉^{四十四}む^{四十五}者^{四十六}あり^{四十七}君^{四十八}を^{四十九}西^{五十}中^{五十一}傷^{五十二}せ^{五十三}んと^{五十四}欲^{五十五}し^{五十六}
一書^{五十七}生^{五十八}を^{五十九}君^{六十}の^{六十一}託^{六十二}して^{六十三}事^{六十四}務^{六十五}所^{六十六}に^{六十七}
て^{六十八}の^{六十九}事^{七十}務^{七十一}所^{七十二}之^{七十三}を^{七十四}知^{七十五}る^{七十六}ま^{七十七}る^{七十八}事^{七十九}成^{八十}る^{八十一}を^{八十二}聞^{八十三}
て^{八十四}他^{八十五}の^{八十六}事^{八十七}務^{八十八}所^{八十九}之^{九十}を^{九十一}知^{九十二}る^{九十三}ま^{九十四}る^{九十五}事^{九十六}成^{九十七}る^{九十八}を^{九十九}聞^百
て^{百一}他^{百二}の^{百三}事^{百四}務^{百五}所^{百六}之^{百七}を^{百八}知^{百九}る^{百十}ま^{百十一}る^{百十二}事^{百十三}成^{百十四}る^{百十五}を^{百十六}聞^{百十七}
て^{百十八}他^{百十九}の^{百二十}事^{百二十一}務^{百二十二}所^{百二十三}之^{百二十四}を^{百二十五}知^{百二十六}る^{百二十七}ま^{百二十八}る^{百二十九}事^{百三十}成^{百三十一}る^{百三十二}を^{百三十三}聞^{百三十四}
て^{百三十五}他^{百三十六}の^{百三十七}事^{百三十八}務^{百三十九}所^{百四十}之^{百四十一}を^{百四十二}知^{百四十三}る^{百四十四}ま^{百四十五}る^{百四十六}事^{百四十七}成^{百四十八}る^{百四十九}を^{百五十}聞^{百五十一}

日て書き一書を裁し君に注進する所あり而して君の返書を見んば君早く之を知り委曲又其事情を書し且つ曰く此般の書直も心と願ふ余ハ寧ろ事務所との覚る所とぞし同業間の交を破らんことを恐る君決し之を他言する事いと余其の實定洪量に服し亦其の眼走の日非凡とぞと警けり

一君進解の徳を有すと果自りの信すること甚に厚く漫く人々を服するに事ありし野村氏ハ心服し君の如し君常に曰く余の野君に服する所ハ其の時事の大問題に對し必らず一家の定見を抱けるに在ると而して君の性野君と異する所少くも其同じき所も亦其に多し其の陰素中にも其の

自信の會黨き所、其の勤勉する所、其の綿密
する所、其の多くの仕事を換ひて居る所、其の自
ら萬事の當り他人の事を放任し難き所、
野寺西君ら其の性敏人を一々めぐる所、
而して其の肺患を罹り為すものの身を以て
早く館を棄てたる念致るを最も悲むべ

一君の肺患を罹りて屢々延子の別墅に赴き病を養
ふ而して井上毅君曰病相憐れむの情ありて井上
及の別荘に亦延子を居り給はる曰又相継来し
文情甚だを密する者ありて長ま派の曰しうら
や所見も自ら異なりてを得ず岡山及
ハ井上君も和漢の勤勉する所、和漢のその精
通せしむを稱せしむ曰政治上の意見するを
外炭相容んたるものありて井上君の政治意見

見とくし言ひハ方を極めて排致し寸草も假
借する所あるさうし及の如きハ説の異同より
りて文を更へざる事と言ふべき歟

一君ハ能く人の為める重夫人を媒妁したる人なり
し及の媒妁の言くハ配意肉迫る危くは婦
を定むるに至る事なりとの余の知る所を次にする
も六七下より即ち金井迄
朝久外茂

欽定ホニ印方田早苗岡崎正也植村俊平等

の數氏唯本君の母の如き比留と然る所を余
も亦君の媒妁の依りて婦を定めたる一人なり
事君の在り中なる在りハ蓋し余の以て君の
媒妁の手始と爲す

此の條は君の
結構を以て

一君の肺患を罹るや余は屢々君を戒諫し
る勉も勤勉也其の刻務の
一半を割し人々悉せんことを以てす而して君ハ

之んを聴みし七回く余の性人との同しうす
かきことすのみや、やる以上は自ら全部をやらす
く可らば、半の自らやり半の人をやらせしむれま
ハ余能らざる故又事務を省らんとするは、
を度するの外なしと君の性言ふ如此しと云
も君を殺ししむるこの言ふ此の特性なまらざ
とせんや

一君ハ書生の風軟弱^{（漢字）}を概し如何ししと之
れを矯正せんことを欲するを君の事務所員
を察して墨堤の言に詳細する際、如き自ら
發起して競争を試み墨堤より日本橋に至る
の長程を、^{（漢字）}お憇もせざる走り通し事務所員
をして歸易せしめたることありき
一君の肺病は罹らざるまじり清曠長幹の人

道を行くも、
脚を誇り、
年君と東海東山諸道と跋
渉せる時の如き、
五里も歩くと疲勞を覺へず、
富士の嶮、
如きすら木履を以て上下し、
案内者、
保安條例の發布する頃、
一日数名の壯士君を

龍宮町の郎と聞小君は壯士と
卿等何人も此の天地に
面若し衣食給せよ
賊を働かせると壯士
唯々

君の性謹厚、
中の如き、
一七之んを恥さるる君、
視を犯し、
而して唯々一回校

犯し一笑話も恥ぢるゝ君の好奇心も出づ君の法科
業を卒業せんとすも大志を卒業せんとすもや卒
業式の用ゑ供せんとし日影町迄行く一〇分のフ
ツ・クエートを購ひ来る輝君之れを服して同窓の
んて曰く余は在校中諸君の如く門限を外して
藩を越へたることあり而して今や業を終る卒へ校
外の人と云ふんとき余は越藩の真味を知らざし

大志

て去るを憾む請ふ今日夕之れを試みんと其夜門
期を後にして帰る君は荒慌頭を掻きまひ入り来
る備人異ひて問へば曰く懐しの事ハ仕まつま
しめろし余は越藩の越中の際の通りしフ口
ツ・クエートを裂けりとい備人異ひて笑ふ而して
亦に苦笑す
君極めし子を受す月曜休日毎に相推して東の
道に散策するを成例とす夏日の如き君は

務を終りて家へ帰らば、又忙に衣服を解き、
肥大の（長）體（長）馬状（長）を帯び、
載せ室内を周回一番して、其の愴心を博せしむ
を快とせり。

一君ハ終生酒色ニ味を盡さず、故ニ遊蕩ふの爲
に倣ふて酒放歌、詠拳の如き酒席の戯をなさり、
ざりしハ勿論なり、然も亦も君ハ滑稽の才ニ富

富み、談論中往々滑稽を弄弄し、人を笑はしむ
事、こと毎々あり、而して君の特藝として
同意、聞え喧傳する者あり、其の大なる在る
とき、一日共話会の時、同人墨堤奥の甘植半を飲
み坐す、滑稽多きあり、酒令を定め、曰く、請ふこと
は、各々隠し藝を演せ、無藝の者ハ令え、後ハ
三杯、**●**を次の七罰とし、當ると而して順次
一番の藝を演じ、終り君ハ及ぶや、衆皆

目覚る君の集まりの君の、
隣室に到る既にしむる来んば
渾まわし纏りし中ひ妙なる達磨の状を為さず
傳し人立に居るを拾して人を笑ひし
君の養育人にて赤岩家に入るや
一、
一、
一、

初め赤岩家の子無きや養育父母を
子の如くさうしむ後一子を奉るや
一日養育父君に向つて大難を提
乳を乞ふ間、鯉を食へば能く其乏を補
みを得と、
為め、
して余を奉るも、
何人も知る如く、

行として此の魚を亦てしを得ん君百万方之れを
亦の因りて其寺の池に鯉を養ふと聞き之
れを亦て獲んとするも因と寺僧の珍愛する所
一尾と虽も世尊に得べきもあらずと
吟稍々久うして思ふくく彼の寺院ハ潮田
氏の檀那寺なり其寺僧の語るに或ハ割爰
を得んと走りて潮田氏を以て語るに爰を次て

す潮田氏感激直する寺僧の語るに寺僧も深く
君の孝に感じ思ふくく古ハ雪中筍子を獲り
孝の事あり今我房州ハ一對の孝子を亦す是
ん其の房の池に養ふ余其の區々なる池魚を
惜まんやと君を以て随喜する十数尾の鯉魚を
釣らし亦君謝して欣然家へ歸りて之んを
養母の供する今る至るまで房州の松を之んを
美談とすと此の一話ハ潮田氏の直説の由

或ハイインフルエツカと云ひ或ハ腸管扶斯と云
ハ宛角ヲ決セテウシシト肺葉木主因^{ハ肺葉}
オとの事ヲウシシ^ハ執^ハ四十度と往来シ
んど吾ハも人も不起の大患とハ思ハテウシシ
二十八日朝^ハ廁^ハ上リヤ六るグラムの血を下シ
亦ハ小量の吐血ありて^ハより頓ミ^ハ身体^ハ
衰弱を来シ午後 時次^ハ醫師の来診セ
頃ハ最早^ハ脈^ハ絶^ハへ^ハく^ハら^ハう^ハし^ハを^ハ醫

師七餘りの事ハ喫驚セ^ハる^ハ程^ハも^ハ問^ハも^ハら^ハう^ハ
時長逝^ハさん^ハを^ハ而^ハして^ハ病^ハ症^ハハ^ハ遂^ハニ^ハ決^ハセ^ハり^ハ實
ハ醫^ハニ^ハア^ハリ^ハト^ハ一^ハ問^ハ題^ハヲ^ハウ^ハシ^ハト^ハシ^ハテ^ハ
斯^ハル^ハ激^ハ症^ハヲ^ハハ^ハ死^ハス^ハル^ハ前^ハ際^ハ迄^ハの^ハ血^ハ
時間前^ハも^ハハ^ハ不起^ハの^ハ病^ハと^ハハ^ハ思^ハヒ^ハ居^ハラ^ハセ^ハリ^ハシ^ハ
似^ハテ^ハ強^ハク^ハ臨^ハ終^ハ当^ハリ^ハハ^ハ下^ハ血^ハの^ハ為^ハめ^ハ熱^ハ度^ハ頓^ハ
ミ^ハ低^ハ落^ハシ^ハル^ハハ^ハ社^ハ氣^ハも^ハ前^ハの^ハ如^ハく^ハ爽^ハ々^ハと^ハシ^ハテ^ハ
ハ

さうし、^{おん}病に^{おん}起るも不起の大患と思ふ
さうし、^{おん}以^{おん}て^{おん}まゝ^{おん}あ^{おん}ら^{おん}ず^{おん}日^{おん}恒^{おん}に^{おん} 時^{おん}次^{おん}醫^{おん}
師^{おん}の^{おん} 注射^{おん}を行^{おん}ふ^{おん}を^{おん}是^{おん}し^{おん}初^{おん}め^{おん}し^{おん}不^{おん}起^{おん}を^{おん}受^{おん}
らん^{おん}と^{おん}る^{おん}の^{おん}如^{おん}く^{おん}念^{おん}足^{おん}定^{おん}恆^{おん}君^{おん}よ^{おん}一^{おん}二^{おん}の^{おん}言^{おん}違^{おん}
言^{おん}を^{おん}傳^{おん}ふ^{おん}の^{おん}間^{おん}も^{おん}さ^{おん}々^{おん}眠^{おん}ふ^{おん}の^{おん}如^{おん}く^{おん}醒^{おん}め^{おん}
ぬ^{おん}ら^{おん}ず

一 終始信々存りて脅る度々なる念珠の読ら
る所、依んて、君ハ死前一日則ち廿八日、^{ついで}

なき為め氣分すぐぬれぬと頻りに灌腸を欲
せぬと、も念珠ハ然る可くすとて切ふに、^{おん}
利せんを、^{おん}も送る其の言ふ、^{おん}後^{おん}病^{おん}苦^{おん}ハ^{おん}なる
由る、^{おん}の^{おん}若^{おん}し^{おん}当^{おん}日^{おん}灌^{おん}腸^{おん}せ^{おん}ん^{おん}直^{おん}す^{おん}下^{おん}血^{おん}
して或ハ臨終を一日早めとすし、^{おん}も^{おん}末^{おん}に^{おん}紙^{おん}
の可くか

一 君ハ臨終を定恆君を、^{おん}打^{おん}見^{おん}せ^{おん}り^{おん}私^{おん}ハ^{おん}死^{おん}を^{おん}恐^{おん}る

まゝと二度計程返して暗てらん日やうと云ふ

一君の臨終に就し最も悲堪し耐くさりし細元偶々今晚後日を経て離別室に在りし此の大不幸を知らんたりしこと是人より醫師の産婦に此の事實を知らず可らざる固く戒むるを已むと云く君の病を氣病熱病の重なりと云ふこと

其しと云ふ同病

言ひくるめ其夜に

言ひくるめ其夜に喪を秘して翌朝細君を醫國に却り二院に入院せしめ而して後初めに喪を世に告げ鳴呼人生傷心の事云々云々其の甚しきものありんや細君の儀遺棄余の業を長く此に止むを曲る此時の状を言三する忍びたる也

事

いふ

一 本年五月表の病、霜よりや熱度四十度と往來し
後病ハ君ハ肺の患ハ霜よりハ以日來亦三回の
重患と云ハ私ハ然ルモ君ハ所敢て之んを以つ
て藥するハの意候無ししハ如シ 元病（中）ハ
て曰く僕ハの病氣も愈々大寒の候へ持出さる
がハ今度用敗許しんハ救ふの道（中）
しと而して終る終寒の甲判決宜先を交
けて死すハ悲ハ云

一 元八月の最上月の病患、危くも救ゆる、一之
快無^いの如し然んとも表の身体ハ死期を暗
示せる志の如く、夜病前、先比つて一ヶ月前
頃、細君^{（眞子）}の向い今度ハ愈々事務を全廢し
てお入^{（眞子）}但比甘着年の事件を往つてん、人
間は二ヶ月を要すと、事ハ表の身体ハ
~~病に陥り、其状を先比、~~
誰んを由未亡人々聞けり

一 表の臨終の夜、時表の訃長田文次郎表訃報
を齎^{（し）}し、全傷^{（を）}家^{（に）}在^{（り）}す、帰り来^{（り）}て
之^{（れ）}を家人^{（に）}聞^{（き）}、然^{（る）}の三息外^{（に）}信^{（を）}能^{（く）}入^{（る）}ず
人を馳^{（せ）}て、其^{（れ）}を問^{（ひ）}し、こゝろ空^{（に）}なり、而^{（も）}信^{（を）}
余^{（の）}のみ、あ^{（ら）}ず、他人^{（も）}皆^{（も）}不用^{（の）}疑^{（を）}寄^{（る）}信^{（を）}
ち、お聖朝^{（を）}表^{（を）}表^{（し）}し、後、諸方^{（に）}電報^{（を）}する、
推^{（し）}返^{（す）}し、
信^{（を）}能^{（く）}入^{（る）}ず、
其^{（れ）}の甚^{（く）}なり、

一 表位終の翌朝余の表の遺骸を見人として龍岡町
 の宅へ赴き、~~ひら~~遺骸ハ~~丹~~寢室へ
 座敷へ移さんともありしなり 面部ハ白布を以つ
 て覆はんとしてありしなり 余ハ~~表~~白布を脱
 して君の顔を見んと欲し幾回も躊躇し
 たりしなり 白布を脱するに及ぶに
 悲哀の極なり 余を驚かす
 余の心を
 余の心を
 余の心を

う思ひハ~~氣~~息~~を~~ 白布を脱せんと欲して能く
 りき 偶々前島密表夫婦来り會せん 勇を鼓
 して白布を脱し 遺骸の死顔を着せ
 る 其の時の感懐果々如何 食其苦 涕涙
 混るる之を叙する能く 嗚呼 平生
 破眉の事を為す人死す 七絶く 苦状
 を是す 君の温顔 平日事あり 異なり

くしえ 眼笑ひの如く 眠死の如し 君の世に
終ふ 死を畏ぬるとき 此の世 勇を街の
言ふらん や今ふらんを 君の死 忘る見よ



